

駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

最近改定平成30年4月1日

重点路線

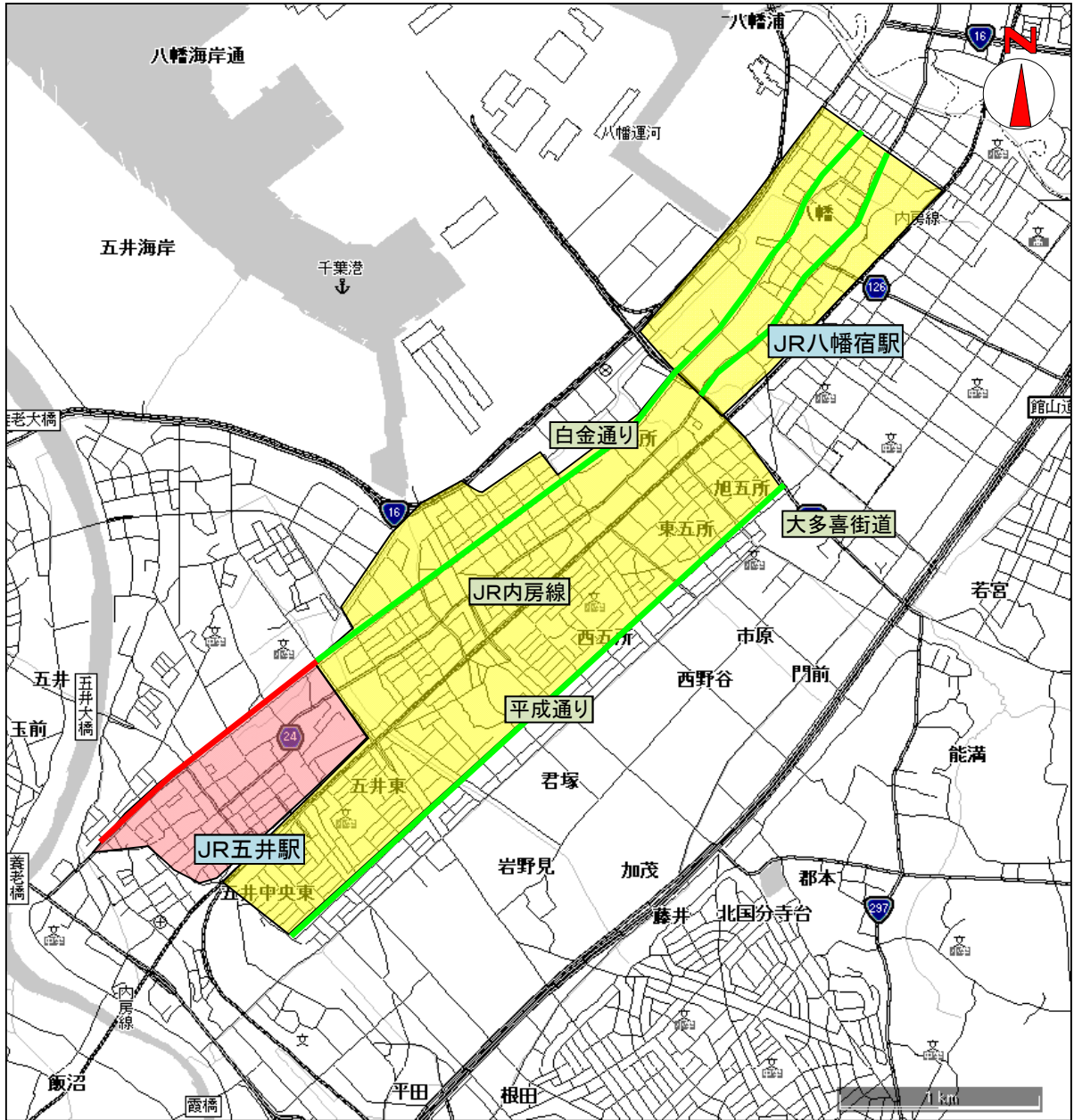
◎最重点路線	
路線(区間)	重点時間帯
市道:白金通り(市原市五井1910先交差点付近から同4878先交差点付近の間)	9:00~0:00
◎重点路線	
路線(区間)	重点時間帯
市道:白金通り(市原市五井4878先交差点付近から同市八幡北2丁目7先交差点付近の間)	9:00~0:00
市道:平成通り(市原市旭五所4先交差点付近から同市五井中央東1丁目15先交差点付近の間)	9:00~0:00
主要地方道千葉鴨川線(市原市八幡7先交差点付近から同八幡北3丁目9先交差点付近の間)	9:00~0:00


重点地域

◎最重点地域	
地域	重点時間帯
JR五井駅西口ロータリー及び周辺	9:00~0:00
◎重点地域	
地域	重点時間帯
JR五井駅東口ロータリー及び周辺	9:00~0:00
JR八幡宿駅西口ロータリー及び周辺	9:00~0:00
白金通り西側周辺(五井金杉1丁目、白金町2、4、6丁目)	9:00~0:00
白金通り北側周辺から平成通り北側周辺(白金通りと平成通りの間の地域)	9:00~0:00

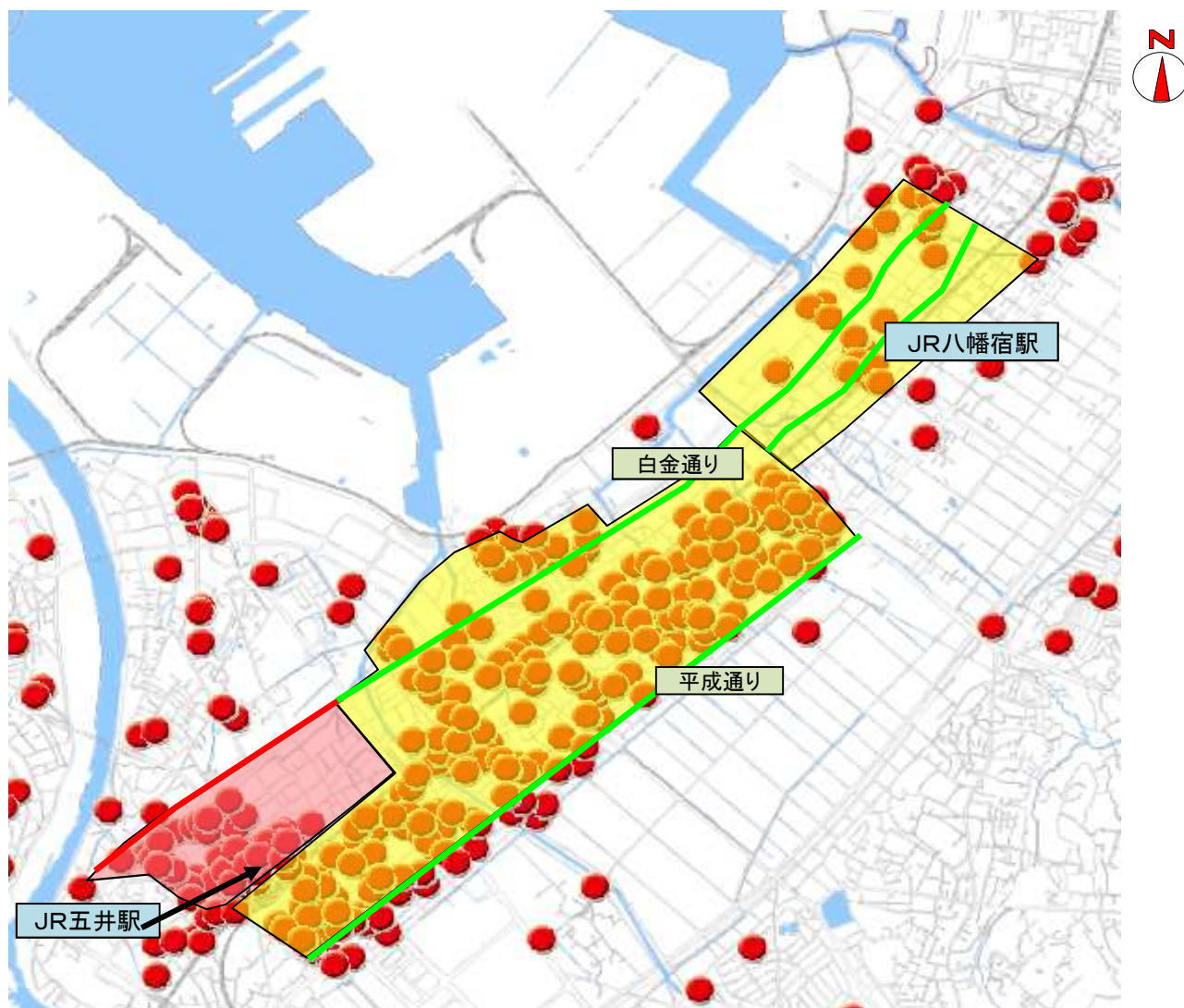
千葉県市原警察署

市原警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



- 凡例
- 最重点路線
 - 重点路線
 - 最重点地域
 - 重点地域
- 

市原警察署 放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)取付け状況



- 凡例
- ～ 重点路線 ... —
 - 最重点地域 ...
 - 重点地域 ...
 - 標章取付場所 (令和元年中) ... ●

注意：この図に示される地点は、警察官及び駐車監視員が、駐車違反取締り(放置車両の確認)を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。

また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。